平成２９年（フ）第７１号
福島市飯坂町字東堀切４番地の２
債務者　過足　　惠
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉太健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
福島県郡山市神明町２番11号　メゾン神明207号、前住所栃木県鹿沼市東町３丁目６番25号　ＲａｎｄＲ　302号
債務者　木原済英こと　李　　済英
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８号
山形県最上郡金山町大字金山字荒屋666番地３
債務者　川又　脩人
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６４号
山口県宇部市大字中野開作468番地18
債務者　倉増れいこ（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字西里935番地８　県営平良西里団地３棟104号
債務者　前泊　冴子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第５７号
福岡県京都郡苅田町大字新津373番地５（エスポワールフォンティーヌ201号）
債務者　白谷菜津美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
福岡県行橋市大字道場寺1610番地１
債務者　山田　利光
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
福岡県築上郡上毛町大字垂水240番地
債務者　河野　正治
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
埼玉県草加市旭町３丁目３番13―301号
債務者　宇野　彰一
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
埼玉県越谷市東越谷８丁目80番地
債務者　石引　永子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
埼玉県三郷市高州２丁目290番地
債務者　高久　　司
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目４番地17　第六丸山荘
債務者　小林　朋広
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
埼玉県吉川市吉川２丁目23番地８　吉川ハイツ201号
債務者　今井　俊光
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
埼玉県草加市八幡町485番地　プレミール203号
債務者　瀬川　　和
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
埼玉県所沢市こぶし町29番14号、前住所埼玉県所沢市大字荒幡854番地の11
債務者　金子　浩也
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２４６号
東京都杉並区上高井戸３丁目１―16―208
債務者　小野田玲奈
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２９４号
東京都江戸川区平井４丁目30―４―401
債務者　肥田　文子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部